

令和元年 10 月 11 日

台風 19 号接近に伴う名古屋税関本関における 業務処理体制等について

名古屋税関業務部
名古屋税関監視部

平素から税関行政にご協力いただきましてありがとうございます。

台風 19 号が東海地方に接近しております関係上、名古屋税関本関の通関・保税・監視関係手続については、下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

記

1. 輸出入通関・保税関係手続

日 程	本 関
10 月 12 日(土)	業務部特別通関部門における窓口業務を行わない場合がございます。
10 月 13 日(日)	通常どおり ※事前に要請を頂いた場合は対応します。
10 月 14 日(月) (体育の日)	通常どおり 【開庁時間：08：30～17：00】

(注 1) 上記の期間は本関貨物検査場を閉場します。貨物検査・貨物確認は、翌開庁日以降に行うこととなりますのでご留意願います。

(注 2) 業務部特別通関部門における窓口業務を行わない場合は、包括保税運送承認等、一部の保税業務については処理できなくなります。ご不明な点は 10 月 11 日(金)17 時まで、該当の保税地域を管轄する官署の保税担当部門まで照会願います。

2. 連絡先

業務部特別通関部門 電話：052-654-4117
監視部監視取締部門 電話：052-398-4226